

カルッツかわさき(川崎市スポーツ・文化総合センター)・友の会 会員規約

第1条:名称

本会は、「カルッツかわさき友の会」と称する。

第2条:会員

会員とは、本規約を承認のうえ、川崎市スポーツ・文化総合センター指定管理者株式会社アクサス川崎のホール・会議室部門運営構成企業株式会社コンベンションリンクージ(以下、「ホール」)と称す。)が入会を認め、所定の年会費を支払った者とする。

第3条:会員期間及び更新

会員期間は、会員として登録した日の属する月の末日から1年間とする。ただし、会員期間の満了の翌月末日までに次年度の年会費を支払うことにより更新手続きが完了するものとし、会員資格期間を会員期間満了日から1年間延長する。

第4条:年会費

- (1)年会費の支払いは、全額一括払いとする。
- (2)初年度の年会費の入金と入会申込書の到着をもって入会とする。
- (3)次年度以降の更新時には、ホールが指定する方法(総合受付窓口支払い・口座振込支払い)で期限までに支払うものとする。
- (4)年会費は、理由の如何を問わず一切返金しないものとする。
- (5)年会費は、川崎市民(住所・所在地が川崎市内にある者)を半額とする。

第5条:会員証

- (1)ホールは、会員に対しカルッツかわさき友の会会員証(以下、「会員証」と称す。)を発行する。
- (2)会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与出来ないものとする。

第6条:会員証の紛失、盗難

- (1)会員は、会員証を紛失し又は盗難にあった場合は、ただちにホールに届け出るものとする。
- (2)紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、会員又はホールに損害が生じた場合は、会員がその損害の責を負うものとする。
- (3)会員証の再発行に要する経費は、会員の負担とする。

第7条:会員特典

会員は、ホールが通知するホール催事に関する各種サービスを、所定の方法により利用することができるものとする。

第8条:届出事項の変更

- (1)会員は、氏名、住所、連絡先等に変更が生じた場合は、その内容をホールに届け出るものとする。
- (2)前項の届け出がないために生じた不利益については、会員がその責を負うものとする。

第9条:退会

- (1)会員が退会するときは、ホールへの届け出を行うとともに会員証を返却し、支払い債務を完済するものとする。
- (2)会員が届け出た住所、連絡先への連絡が、会員証更新期日から継続して1カ月以上取れない場合は、会員からの申し出が無くても自動的に退会扱いとし、会員資格を更新しないこととする。

(3)次のいずれかに該当する場合は、退会届の提出が無くてもホールが会員の資格を取り消すことができるものとする。

1. 入会時の届け出に虚偽の申告があったとき
2. 会員期間の満了の日から1カ月以内に更新手続きがなされなかったとき
3. 本規約に違反したとき
4. 会員として購入した公演チケットを営利目的で転売したと認められるとき
5. 暴力団員、その他これに準ずる者等の、反社会的勢力に該当すると認められたとき
6. 会員本人が死亡したとき
7. 当会が解散したとき
8. その他、ホールの運営上支障があるとき

なお、会員資格を取り消された場合でも、ホールに対する債務は免責されないものとする。

第10条:規約の変更

ホールは、本規約を必要に応じて変更することができるものとする。この場合、ホールは変更事項を会員に速やかに通知するものとする。

第11条:個人情報の取扱い

会員から収集した個人情報は、川崎市スポーツ・文化総合センター個人情報保護方針に則り、上記方針に記載する範囲で取扱うものとする。

附則

この規約は、令和2年4月1日より適用する。